ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議の開催について

平成27年4月20日関係府省申し合わせ

- 1. 就労しながらも経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立の支援を図る必要があることに鑑み、政府全体として関係府省が連携して支援の充実策を検討するため、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるとき は、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長内閣官房副長官

構成員 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 法務省民事局長 文部科学省生涯学習政策局長 国土交通省住宅局長

- 3. 会議の庶務は、厚生労働省において処理する。
- 4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。